

# 商工業者再建支援補助金に係るQ & A

商工業者再建支援補助金に関しては、このQ & Aのほか、以下の資料を準備しています。詳細は以下の資料をご確認ください。

- 【概要】 → 商工業者再建支援補助金の手引き
- 【交付申請】 → 商工業者再建支援補助金交付申請書作成マニュアル
- 【実績報告】 → 商工業者再建支援補助金実績報告書作成マニュアル

この補助金に関して不明な点などがありましたら、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

**【商工業者再建支援補助金コールセンター】**

**050-3354-7887**

令和4年12月9日  
宮 崎 県

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
A	補助金の概要	A1	補助金の概要は？	この補助金は、令和4年台風第14号（以下「台風第14号」という。）による被害を受けた県内の商工業者に対して、事業再建に必要な施設・設備の復旧費用等を補助するものです。 詳細は「商工業者再建支援補助金の手引き」をご覧ください。
A	補助金の概要	A2	「事業再建に必要」か否かはどのように判断するのか？	原則、被害前の状況に回復させようとするために必要なものが対象となります。同じ設備等であっても、原油価格・物価高騰の影響により、当初の価格より高騰している場合は、現時点で必要な費用をもとに算定することとなります。 設備等が古いものであって、同式のものが一般的な市場では入手できず、新式のものしか対応できない場合などは、その設備が事業再建に必要な経費となります。 また、今後の災害に備えて、防災機能強化を図る場合は、原形復旧費用の範囲内で補助の対象となります。
A	補助金の概要	A3	既に施設・設備の復旧等を行っている場合も対象となるのか？	台風第14号による災害発生後、補助金の交付決定を受けるまでに既の実施している施設・設備の復旧等についても、遡及して補助の対象となります。 なお、写真や書類等によって被災状況が確認可能な場合などに限ります。 【対象となる復旧の時期】 
A	補助金の概要	A4	復旧等はいつまでに完了する必要があるのか？	令和5年3月10日までに事業の実績報告書を提出いただく必要がありますので、それまでに完了する必要があります。この日までに事業が完了しない又は完了の見込みがない場合は、事前に商工会議所又は商工会にご連絡ください。
A	補助金の概要	A5	補助金の交付を受けるためにはどのような手続きが必要か？	主な手続きの流れは以下のとおりです。 ①交付申請（事業者→商工会議所又は商工会→県） ②交付決定（県→事業者） ③事業実施（事業者） ④発注業者等への支払（事業者） ⑤実績報告（事業者→商工会議所又は商工会→県） ⑥額の確定（県→事業者） ⑦補助金の請求（事業者→県） ⑧補助金の支払い（県→事業者）
A	補助金の概要	A6	国や市町村の補助金との併用は可能か？	併用自体は可能ですが、この補助金と目的が類似する国や市町村の補助金等を活用する場合は、活用する補助金等を控除した上で交付します。 ただし、県の「商工業者再建支援補助金」の交付を受けることを前提とした国や市町村の補助金等（上乗せ補助の場合）については控除しません。詳細は「商工業者再建支援補助金交付申請書作成マニュアル」の7ページをご覧ください。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

種類	No	質問	回答
A	補助金の概要	A7	「この補助金と目的が類似する国や市町村の補助金等」とはどのようなものか？
B	補助事業者	B1	どのような者が対象となるのか？
B	補助事業者	B2	「中小企業・小規模の商工業者」とは何か？
B	補助事業者	B3	市町村や商工団体は補助事業者に該当するか？
B	補助事業者	B4	農業、林業、漁業経営者は補助事業者に該当するか？

台風第14号による被害を受けた県内の商工業者に対する施設・設備の復旧費用等の補助を目的とした補助金等が該当します。「補助金」という名称でなくとも、内容が類似するものであれば該当します。  
 一方で、見舞金的な性質のもの（例：事業者の申請によらず一律定額支給されるようなもの）や内容が異なるもの（例：台風第14号の被害のため事業活動ができない期間の人件費補助など）については該当しません。

台風第14号により被害を受け、市町村が発行する公的証明の交付（罹災証明、被災証明又はセーフティネット保証4号の認定書など）を受けた宮崎県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業・小規模の商工業者のうち、次のア～ウの要件をすべて満たす場合に、補助事業者として補助金の交付を受けることができます。  
 ア 台風第14号以前に災害対策を実施又は保険に加入していること  
 イ BCP（事業継続力強化計画を含む。）を策定予定又は策定済みであること  
 ウ この補助金で復旧等を行った施設・設備について保険に加入すること  
 （小規模事業者は推奨）  
 詳細は「商工業者再建支援補助金の手引き」をご覧ください。

商工会法第2条及び商工会議所法第7条に規定する商工業者のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者を指します。

（参考）※詳細は各法律にてご確認ください。  
**【商工業者の定義（概要）】**  
 自己の名をもって商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、会社など  
**【中小企業者、小規模事業者の定義（概要）】**

業種	中小企業基本法		小規模事業者支援法
	中小企業者 資本金 又は 従業員	うち、小規模企業者 従業員	小規模事業者 (商工業者) 従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下		
サービス業 (宿泊業、娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業、娯楽業			20人以下
小売業		50人以下	5人以下

原則、該当しません。  
 ただし、自ら商品を加工して販売している事業者や株式会社などの法人事業者等については、その他の要件に該当する場合は補助事業者となる場合があります。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答								
B	補助事業者	B5	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人は補助事業者に該当するか？	該当しません。								
B	補助事業者	B6	補助事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか？	台風第14号で被災された宮崎県内の中小企業・小規模の商工業者であれば、地域や市町村の限定はなく、県下全域が対象となります。								
B	補助事業者	B7	施設・設備の所有者以外のものが復旧等を行った場合、実際に復旧等を行った者が補助事業者となるのか。	所有者以外が復旧等を行っても、補助事業者は所有者となります。この場合、原則として、復旧等を行った者に対して所有者がその復旧等費用を支払ったことが確認できれば、所有者に対して補助金を支払うこととなります。								
C	補助要件	C1	「台風第14号以前に災害対策を実施」とは具体的にどのようなことか？	台風第14号以前に何らかの災害対策を実施されていたかどうかを確認します。実際に実施された対策の内容を事業計画書に記載してください。 【災害対策の例】 防水壁や止水板の設置、設備の嵩上げ、土のうの設置、機械・設備等の高所への退避など  ※「災害対策」には、事業者自らが実施した上記のような対策のほか、自治体等が実施している対策（例：過去の災害を踏まえた地域全体の土地の嵩上げ、大規模暴風設備等の設置など）も含まれます。								
C	補助要件	C2	台風ではなく地震に備えた対策（例：設備の固定など）は該当するののか？	地震に備えた対策であっても、今回の台風第14号の対策とみなせるものであれば構いません。								
C	補助要件	C3	「台風第14号以前に保険に加入している」とは具体的にどのようなことか？	復旧等を行う施設・設備について、台風第14号以前に自然災害による損害を補償する保険又は共済に加入していることを指します。								
C	補助要件	C4	「BCP（事業継続力強化計画を含む。）を策定予定又は策定済み」とは具体的にどのようなことか？	「BCP（事業継続計画）」又は「事業継続力強化計画」を今後策定する事業者又は既に策定済みの事業者を指します。なお、申請時点で未策定でも、策定を誓約することで申請は可能です。								
D	補助率 補助上限額	D1	補助率や補助上限額はどうか？	補助率及び補助上限額は以下のとおりです。下限額はありません。 補助金額は千円未満切捨てです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者</td> <td>2分の1</td> <td rowspan="2">200万円</td> </tr> <tr> <td>小規模事業者</td> <td>3分の2</td> </tr> </tbody> </table>		補助率	補助上限額	中小企業者	2分の1	200万円	小規模事業者	3分の2
	補助率	補助上限額										
中小企業者	2分の1	200万円										
小規模事業者	3分の2											
D	補助率 補助上限額	D2	「千円未満切捨て」とあるが、端数処理はどのタイミングで行うのか？	①補助率をかけて補助金額を算定する際 ②県以外の補助金がある場合で当該補助金の額を控除して補助金額を算定する際 上記①、②のタイミングでそれぞれ端数処理を行います。  例：小規模事業者 補助対象金額：200万円、市補助金：55万5千5百円の場合 200万円×2/3＝133万3千円（端数処理）＜200万円（上限） 133万3千円－55万5千5百円＝77万7千円（端数処理） → 補助金額：77万7千円								

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
D	補助率 補助上限額	D3	「中小企業者」と「小規模事業者」で補助率が異なるが、事業者の規模はどの時点で判断するのか？	被災時点で判断します。
E	申請・実績報告 共通事項	D4	窓口で直接受付をしてもらえないのか？	原則、電子データ（ウェブメール）による申請・実績報告（以下「申請等」という。）をお願いしております。なお、ウェブメールが使用できない場合は郵送で提出してください。 なお、事業者の所在地で受付窓口が異なります。事前に受付窓口をご確認いただき、商工会議所又は商工会へ申請等してください。
E	申請・実績報告 共通事項	D5	申請等は県内の商工会議所・商工会どこでもできるか？	最寄りの商工会議所又は商工会へ電子データ（ウェブメール）にて申請等してください。ウェブメールが使用できない場合は郵送で提出してください。 最寄りとは、確定申告書に記載している住所地にある商工会議所又は商工会です。 例えば、旧宮崎市の事業所は宮崎商工会議所へ、それ以外の地域（生目、清武町、田野町、高岡町、佐土原町）の事業所は各商工会へ申請等をお願いします。
E	申請・実績報告 共通事項	D6	申請等に必要な書類はどこにあるか？	宮崎県のホームページのほか、県商工会連合会、各商工会議所のホームページにも掲載しています。 また、県庁本館県民室又は各地域の県政相談室でも受け取ることができます。 なお、インターネット環境がない場合など、必要があれば郵送いたしますので、コールセンターまでお電話ください。 【商工業者再建支援補助金コールセンター：050-3354-7887】 期間：令和4年12月9日～令和5年3月31日 時間：午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、休日を除く）
E	申請・実績報告 共通事項	D7	パソコンに不慣れであるため、様式のダウンロードができない。受付窓口で直接記入することは可能か？	この補助金は、最寄りの商工会議所又は商工会へ電子データ（ウェブメール）にて申請等をお願いしております。ウェブメールが使用できない場合は郵送で提出してください。 なお、インターネット環境がない場合など、必要があれば郵送いたしますので、コールセンターまでお電話ください。 【商工業者再建支援補助金コールセンター：050-3354-7887】 期間：令和4年12月9日～令和5年3月31日 時間：午前9時から午後5時（土曜日、日曜日、休日を除く）
E	申請・実績報告 共通事項	D8	①郵送提出の場合、普通郵便でよいのか？ ②郵送提出の場合、追跡可能な郵便（簡易書留や特定記録など）で出してもよいのか？	①②どちらでも構いません。
E	申請・実績報告 共通事項	D9	郵送提出の場合、送料等は負担してもらえるのか？	郵送提出に係る送料、手数料等は事業者負担となりますので予めご了承ください。
E	申請・実績報告 共通事項	D10	提出書類に記載した個人情報等や添付書類はどのように取り扱われるのか？	提出いただいた書類の情報は、受付窓口（商工会議所・商工会）だけでなく、補助金の交付決定や支払い等を行う県にも提供されます。（商工会の場合、県商工会連合会を経由して県に提供されます。）
E	申請・実績報告 共通事項	D11	交付申請書や実績報告書等への押印は必要か？	押印は不要です。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
E	申請・実績報告 共通事項	D12	書類に誤りがあった場合はどのように訂正すればよいか？	二重線で訂正をお願いします。訂正印の押印は不要です。 なお、修正液や修正テープは使用しないでください。
F	交付申請	F1	交付申請書はどのように作成するのか？	「商工業者再建支援補助金交付申請書作成マニュアル」に注意点や必要書類を記載しておりますので、ご確認ください。
F	交付申請	F2	交付申請書の受付期間はいつまでか？	令和4年12月16日（金）から令和5年1月20日（金）までです。 郵送の場合、令和5年1月20日の消印まで有効です。
F	交付申請	F3	受付期間後も書類を受け付けてもらえるのか？	期間終了後の受付はいたしかねますので、お早めに申請をお願いします。
F	交付申請	F4	申請後に要件を満たしていないことに気づいた場合はどうなるのか？	受付窓口においても十分に審査を致しますが、お気づきになられましたら速やかに受付窓口までご連絡をお願いします。
F	交付申請	F5	複数回申請することは可能か？	申請は一事業者につき原則1回です。複数の施設・設備の復旧等を行う場合も、一つの補助事業としてまとめて申請してください。
F	交付申請	F6	申請時点で既に復旧等が終わっている場合、実績報告のみ行えばよいか？	この補助金の交付を受けるためには必ず交付申請が必要です。申請時点で既に復旧等が終わっている場合も、交付申請書及び必要書類を提出してください。
F	交付申請	F7	交付申請に必要な添付書類は？	「商工業者再建支援補助金交付申請書作成マニュアル」の13ページ以降に記載のある書類が必要です。様式等が定められているものもありますのでご注意ください。
F	交付申請	F8	復旧等を行う施設・設備が法人の代表者個人の所有物となっている場合、法人又は代表者個人のどちらで申請するのか？	復旧等を行う施設・設備について、補助金の申請を行うことができるのは、所有者に限られます。このため、代表者個人が補助金の申請を行う必要があります。 この場合、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。
F	交付申請	F9	復旧等を行う施設・設備が共有財産の場合の取扱いは？	復旧等を行う施設・設備が共有財産の場合、共有者の代表者が代表して補助金の申請を行うことができます。この場合、代表者は、共有者全員から代表者が代表して申請を行うことの同意書（任意様式）、共有者全員の納税証明書、確定申告書の写し、共有者が法人の場合は特別徴収実施確認・開始誓約書、個人の場合は本人確認書類の写しが必要となります。 なお、共有財産に係る補助率については、共有者の持分ごとに事業者の規模に応じて決定します。
F	交付申請	F10	相続が発生している施設の取扱いは？	相続が発生している施設については、相続人が確定していても、相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できないため、補助金の交付はできません。相続登記した後に補助金の申請を行ってください。 なお、すべての関係者が合意した上で、法定相続の持分により登記がなされた場合、「共有財産」と同様の取扱いとなります。
F	交付申請	F11	所有者が行方不明で書類を作成できない場合の取扱いは？	今回の台風第14号に限らず、所有者が行方不明となっており書類が作成できない場合は、不在者財産管理人を選定いただくか、所有者の法定相続人の代表者が他の法定相続人の同意書（共有者の代表として申請を行うこと。）を取得した上で申請してください。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
G	補助対象経費	G1	この補助金の補助対象経費は？	<p>補助事業者が台風第14号の災害発生前に所有していた施設・設備であって、台風第14号による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、事業再建に不可欠な施設・設備の復旧等に要する経費です。</p> <p>【施設費】 事務所、倉庫、その他事業再建に不可欠と認められる施設の復旧等に要する経費</p> <p>【設備費】 事業の用に供する設備であって、中小企業・小規模の商工業者の資産として計上するものの復旧等に要する経費</p>
G	補助対象経費	G2	補助の対象とならない経費にはどのようなものがあるか？	<p>被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用、仮設店舗や応急処置など仮復旧費用は対象となりません。</p> <p>また、資産計上されていない場合や福利厚生関係の施設・設備その他汎用性の高い施設・設備も対象となりません。</p>
G	補助対象経費	G3	原形復旧費用の考え方は？	<p>被災した施設・設備を原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）するのに必要な経費で、補助金額の算定基礎として用いるものです。</p>
G	補助対象経費	G4	施設・設備の規模が従前より大きくなってよいのか？	<p>本事業の目的の範囲内で事業再建に不可欠と認められる取組であって、防災機能を強化させる復旧等であれば、施設・設備の規模が従前より大きくなって構いません。</p> <p>ただし、この場合においても、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。</p> <p>従って、原則、実際に行う復旧等に係る見積書とは別に、原状回復に係る見積書の提出も必要となります。</p>
G	補助対象経費	G5	施設・設備の規模が従前より小さくなってよいのか？	<p>従前の施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮の上、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧等としてください。</p> <p>従前施設・設備よりも同等以下（規模縮小）で復旧した結果、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額（補助上限額）に満たない場合は、補助上限額の範囲内で、別途、防災機能強化に取り組むことが可能です。防災機能強化に取り組まない場合又は防災機能強化に取り組んでも補助上限額に満たない場合は、実際に実施した補助事業（復旧等＋防災機能強化）に要した経費が補助上限額となります。</p>
G	補助対象経費	G6	施設の建替は補助対象となるのか？	<p>対象となります。</p> <p>ただし、この場合においても、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。</p>
G	補助対象経費	G7	施設を移転する場合も補助対象となるのか？	<p>対象となります（県外への移転を除く）。</p> <p>ただし、この場合においても、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。</p> <p>なお、移転がある場合、移転前と移転後の土地の安全性を比較するなど、事業計画書において移転理由等を記載してください。</p>

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

種類	No	質問	回答
G	補助対象経費	G8 設備の入替は補助対象となるのか？	対象となります。 ただし、この場合においても、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。 なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合は、入手可能な設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）のものに限り、原状回復に必要な経費とすることができます。この場合、受注業者から見積書を提出してもらう際に、見積書の余白（備考欄等）に理由等を記載してもらってください。見積書への記載ができない場合は、受注業者において作成された証明書等（任意様式）を見積書に追加添付してください。 ※「最低限の性能」については、入手可能な設備の中から最も合理的と思われる方法（事業に必要な性能の確保など）により、比較検討を行ってください。
G	補助対象経費	G9 施設の解体費用は補助対象となるのか？	現地で建替を行う場合には、施設の復旧に付随する費用として、従前施設の解体費用も補助対象となります。 なお、復旧等に対する補助金のため、移転建替を行う場合は、原則、従前施設及び移転先の場所にある施設の解体費用は補助対象とはなりません。
G	補助対象経費	G10 施設の建替の場合、設計費用も補助対象となるのか？	実際の建築工事等に必要設計費用は補助対象となります。 ただし、見積書徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象とはなりません。
G	補助対象経費	G11 設備の入替については、中古品も補助対象となるのか？	対象となります。
G	補助対象経費	G12 土砂やがれきの撤去に要する費用は補助対象となるのか？	土砂やがれきの撤去のみでは補助対象とはなりません。 ただし、土砂やがれきを撤去した場所で事業活動を再開する場合、土砂等を撤去しないと事業再開ができない場合など、被災した施設・設備の復旧等に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象に含まれます。
G	補助対象経費	G13 土地の嵩上げは補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G14 土地の購入費は補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G15 パソコンやエアコンのような電子機器などは補助対象となるのか？	資産計上されない備品・什器は原則として補助対象外ですが、パソコンやエアコンのような電子機器などについては、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに使用していたことなどが証明できれば補助対象となる場合があります。 なお、ソフトウェアについては、原則、補助対象とはなりません。



○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
G	補助対象経費	G16	<p>【パソコンが補助対象となり得る場合】 被災前よりシステムがバージョンアップしたものを購入しなければならぬ場合、補助対象となるのか？</p>	<p>この補助金は原状回復を基本とするものであり、「原状回復」は「設備等を調達した当時に期待されていた機能の回復」となります。 調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、調達した当時に期待されていた機能の回復については、現時点の技術や市場に照らして同等と言えるものの回復を含むと考えられます。 被災したパソコンについて、調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、現時点の技術や市場に照らして同等であり、例えばバージョンアップしたものが一般的であると言えるような場合、「原状回復」として補助対象となる場合があります。この場合、受注業者から見積書を提出してもらった際に、見積書の余白（備考欄等）に理由等を記載してもらってください。見積書への記載ができない場合は、受注業者において作成された証明書等（任意様式）を見積書に追加添付してください。</p>
G	補助対象経費	G17	リース設備は補助対象となるのか？	リース設備が事業者の事業継続に必要な不可欠と判断される場合は、補助対象となります。この場合、リース業者（資産の所有者）が補助金の申請を行う必要があります。
G	補助対象経費	G18	消耗品は補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G19	商品や在庫品、原材料などは補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G20	従業員に支払う給与は補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G21	風評被害等による逸失利益は補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G22	被災後、空き店舗を借りて事業を再開したが、その間の家賃等は補助対象となるのか？	対象とはなりません。
G	補助対象経費	G23	店舗が全壊したため、中古物件の購入を考えているが、補助対象となるのか？	対象となります。 ただし、この場合においても、原状回復（従前の規模や機能、性能と同等以下）に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限額となります。
G	補助対象経費	G24	保険の対象となっている施設・設備も補助対象となるのか？	対象となります。 ただし、保険等の金額を補助対象経費から控除することとなります。
G	補助対象経費	G25	消費税の取扱いはどうなるのか？	消費税及び地方消費税は、補助対象とはなりません。消費税等を含まない形で申請をお願いします。 なお、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
G	補助対象経費	G26	店舗兼住宅などの場合、補助対象の考え方は？	<p>復旧等を行う施設が、店舗兼住宅など事業以外の用途にも使用されている場合、事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。</p> <p>また、復旧等に要する見積金額を「事業用途のみの事業費」「非事業用途のみの事業費」「全体影響事業費」に区分して補助対象経費を算出します。</p> <p>なお、区分ごとの計上は次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用途のみの事業費 店舗等の事業用途部分にかかる内装工事費用（床、内壁、天井等）</li> <li>・ 非事業用途のみの事業費 住居部分等の非事業用途部分の内装工事費用（床・内壁・天井等）や住宅設備費用（キッチン・ユニットバス等）</li> <li>・ 全体影響事業費 区分できない費用（基礎・躯体・屋根・外壁等）</li> </ul> <p>詳細は以下をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書作成マニュアル：9ページ</li> <li>・ 実績報告書作成マニュアル：10ページ</li> </ul>
G	補助対象経費	G27	住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか？	<p>対象とはなりません。</p> <p>※販売目的の商品を補助対象外としており、同様の考え方から、賃貸目的の施設は原則として補助対象外です。</p>
G	補助対象経費	G28	事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか？	<p>被災時に中小企業者（小規模事業者を含む。）の事業用として貸付していた施設・設備で、同一の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合は、補助対象となります。</p> <p>貸付を行っている施設・設備の復旧等を行う場合は、使用者が確認できる賃貸借契約書等の写しを添付してください。書面にて貸付契約を行っていない場合は、書面にて契約を行った上で、その写しを添付してください。</p>
G	補助対象経費	G29	駐車場は補助対象となるのか？	<p>事業用資産として計上してある場合は、補助の対象となります。</p> <p>ただし、従業員用の駐車場などは福利厚生施設に該当するため、対象となりません。</p> <p>また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、対象となりません。</p>
G	補助対象経費	G30	資産計上されていない施設・設備も補助対象となるのか？	<p>資産計上されていない施設・設備は原則として補助対象外です。</p> <p>ただし、資産計上されていない施設・設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと及び事業用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。</p> <p>なお、この補助金により復旧等を行った施設・設備については、原則、復旧等を行った後に資産計上していただく必要があります。</p>
G	補助対象経費	G31	書類が流出し、資産計上されていたことが証明できない場合はどうすればよいか？	<p>原則、資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。</p> <p>固定（償却）資産台帳については、所管する税務署又は担当税理士等にご相談ください。</p>

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

種類	No	質問	回答
G	G32	補助対象経費 自ら実施した復旧等に係る経費も補助対象となるのか？	自ら復旧等を行った場合も補助の対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。 したがって、自ら復旧等を行った場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は対象とはなりません。 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。
G	G33	補助対象経費 車両は補助対象となるのか？	原則、補助対象とはなりません。 ただし、資産計上されている事業用の車両で、不動産（資産）的性格が高いもの（クレーン、ホイールローダーなど）については、例外的に「設備」とみなし、補助対象となる場合があります。
H	H1	事業内容の変更 補助金の交付決定後、事業内容に変更が生じた場合はどうすればよいか？	事業の実施にあたり、事業内容を変更する場合は、事前に知事の承認が必要です。 例えば、次に掲げるような場合は、変更の申請が必要です。 ①補助対象経費全体の30%を超える額の増減 ②補助対象経費の区分相互間（施設・設備間）において、いずれか低い額の30%を超える経費の配分を変更する場合 ③補助事業の目的に変更が生じるような事業計画の変更の場合  また、補助事業完了前に会社合併や相続等による対象施設等の譲渡が生じ、補助事業者が変更となる場合も変更申請が必要となります。 なお、面積按分がある場合に、事業用途比率が変わったことにより補助金額の減額があった場合、補助対象経費に30%を超える変動がなければ変更交付申請は不要です。
H	H2	事業内容の変更 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が異なってもよいか？	交付申請時の見積事業者が施工できないなど、特別な事情が生じた場合は認められる場合があります。 この場合、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書を提出するとともに、施工事業者が変更となった理由を事業実績書に記載してください。
H	H3	事業内容の変更 設備の入替を行う場合、交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か？	交付申請時の設備が導入できないなど、特別な事情が生じた場合は認められる場合があります。 この場合、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に導入設備が変更となった理由を事業実績書に記載してください。
H	H4	事業内容の変更 交付申請時に記載していない復旧等を追加で行ってもよいか？	交付申請時に記載のない復旧等については、補助金の交付決定額の範囲内であっても追加は認められません。
I	I1	保険への加入 復旧等を行う施設・設備について、まだ保険金を受け取っていないが、交付申請の際に保険金額を報告する必要はあるのか？	交付申請を行う時点で保険金等の支払いを受けていない場合も、対象となる保険金等の金額を確認の上、報告してください。どうしても確認ができない場合は、実績報告時に報告してください。
I	I2	保険への加入 補助金で復旧等を行った施設・設備について、保険に加入する必要はあるのか？	この補助金で復旧等を行った施設・設備については、当該施設・設備を対象とした自然災害による損害を補償する保険又は共済に加入いただく必要があります。 具体的には「保険又は共済加入誓約書」により加入の誓約をいただきますが、交付申請を行う時点で既に復旧が完了していて保険等に加入済みの場合は、誓約書ではなく、復旧を行った施設・設備を対象とした保険等証書の写しの添付が必要です。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
I	保険への加入	I3	加入する保険について何か制限はあるのか？	特に制限はありませんが、事業者の事業規模に応じてご判断ください。
I	保険への加入	I4	保険にはいつまでに加入すればよいのか？	原則、実績報告の際に保険等に加入したことを証明できる書類（保険等証書の写しなど）を提出いただき、内容を確認します。実績報告の際に未加入の場合、次年度以降にフォローアップ調査等を行い、加入状況等を確認する予定です。
I	保険への加入	I5	保険加入について、小規模事業者は「推奨」となっているが、加入しなくてよいのか？	小規模事業者については加入は必須ではありません。なお、今後の自然災害に備えて、可能な範囲で加入の検討をお願いします。
I	保険への加入	I6	対象となる保険がない場合はどうすればよいのか？	補助対象物がそもそも保険に加入できない（加入できる保険商品が存在しない）場合は、当該補助対象物に限り、保険への加入は不要です。 ※保険商品の有無については十分ご確認ください。
J	実績報告	J1	実績報告書はどのように作成するのか？	「商工業者再建支援補助金実績報告書作成マニュアル」に注意点や必要書類を記載しておりますので、ご確認ください。
J	実績報告	J2	実績報告書はいつまでに提出する必要があるのか？	事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までに提出してください。
J	実績報告	J3	実績報告に必要な添付書類は？	「商工業者再建支援補助金実績報告書作成マニュアル」の14ページ以降に記載のある書類が必要です。様式等が定められているものもありますのでご注意ください。
J	実績報告	J4	交付申請時点で既に復旧等が終わっている場合はどうすればよいのか？	実績報告に必要な書類等がすべて揃っている場合は、交付申請の際に実績報告書及び実績報告に必要な書類等を併せて提出することも可能です。（交付申請書及び交付申請に必要な書類等は必ず必要です。） なお、併せて提出された場合も、先に交付申請に係る内容を審査することになりますので、交付申請に係る内容が要件を満たさない場合や修正等が必要な場合は、実績報告に係る内容についても修正等が生じる可能性があります。
J	実績報告	J5	実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合、補助金は増額となるのか？	交付決定額が県から支払う補助金の上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。 なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算定し、補助金の額の確定を行います。
K	補助金の支払い	K1	補助金の概算払は可能か？	補助金の支払いは、すべての事業が完了し、補助金の額が確定した後の精算払が原則です。 ただし、事業完了前に発注業者等に対して代金の一部を前払いする必要がある場合で融資等による資金調達ができないなど、補助事業の実施上やむを得ない事情がある場合は、補助金の概算払が可能です。 あくまで精算払が原則であり、概算払を行う場合は一定の要件がありますので、やむを得ない事情があり、補助金の概算払が必要な場合は、事前に県商工政策課（0985-44-2615）にご連絡ください。

○商工業者再建支援補助金に係るQ & A

2022年12月9日時点

	種類	No	質問	回答
K	補助金の支払い	K2	実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。	<p>概ね1か月～1か月半程度を要します。</p> <p>実績報告書の提出を受けた後、書類審査等を行い、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。</p> <p>※上記に関わらず、必要に応じて書類の提出等を個別にお願いする場合があります。</p> <p>なお、審査の状況等によっては支払いまでに時間を要することがあります。</p>